

## Water Splash, INC. v. Menon, 137 S. Ct. 1504 (2017)

白 木 敦 士 (弁護士・早稲田大学大学院法務研究科非常勤講師)

連邦最高裁は 2017 年の *Water Splash v. Menon*, 137 S. Ct. 1504 (2017)において、「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」(以下、「ハーグ送達条約」という。)第 10 条(a)に関し、ハーグ送達条約は、国外に所在する被告に対しての郵便による直接の送達を禁止していないことについて、審理及び判決に参加していない Gorsuch 判事を除く、全員一致で判示した。すなわち、米国内に所在する原告が、米国外に所在する被告に対して民事訴訟を提起する際に、郵便によって直接送達を行うことが、ハーグ送達条約によって禁止されているか否かという点は、これまで、各連邦控訴裁判所においても判断が分かれていた。本判決は、連邦最高裁がハーグ送達条約第 10 条(a)についての解釈を初めて示した点で先例的価値を有する。

本事案は、原告である *Water Splash* 社が、従前雇用していた従業員であり、原告の競業会社に勤務する被告 *Menon* に対して、不当競争等を理由として、テキサス州の事実審裁判所に提訴したというものである。被告 *Menon* は、カナダに居住していたところ、同裁判所は、*Water Splash* 社が、ハーグ送達条約が定める中央当局を通じた送達ではなく、直接郵便によって被告 *Menon* に対して送達を行うことについての許可を与え、原告はそのようにした。しかしながら、被告 *Menon* は、答弁書を提出せず、また裁判期日に出頭しなかったため、欠席判決 (default judgement) がなされた。そこで、被告 *Menon* が控訴したところ、テキサス州控訴裁判所は、カナダ国内に所在する被告 *Menon* に対する郵便による直接の送達は、ハーグ送達条約上禁止されていると判示し、有効な送達がなされていないとした。

本事案の争点は、ハーグ送達条約第 10 条が、「この条約は、名あて国が拒否を宣言しない限り、次の権能の行使を妨げるものではない。」として、同条(a)「外国にいる者に対して直接に裁判上の文書を郵送する権能」(the freedom to send judicial documents, by postal channels, directly to persons abroad)を挙げるところ、「郵送」(send)の文言が、裁判文書についての「送達」(service)目的の郵送を含むか否かである。ハーグ送達条約においては、第 10 条(a)以外では、send ではなく service の文言が使用されていることから、send の解釈が問題となった。この点、連邦最高裁は、条約の解釈においては、条約の文言及び当該文言が実際に用いられる場面の検討が出发点となるという先例を踏まえ、send という幅のある文言が、送達を除外する明示的な理由は認められないこと等の理由から、send は service を含んでおり、ハーグ送達条約は、郵便による直接の送達を禁止していないとの判断を行った。

連邦最高裁は、本判決において、①名あて国がハーグ送達条約第 10 条(a)に関して拒否宣言を行っていないこと、②他の適用される法において郵便による送達が認められていること、の二

つの要件を満たすことにより、アメリカ国外の締約国内に所在する被告に対して、郵便による送達となされた場合でも、米国内法上は有効な送達となると判示した。なお、②における「他の適用される法」とは、本判決が参照する *Brockmeyer v. May*, 383 F.3d 798, at803-804 (C.A.9 2004) によれば、法廷地法(forum state)を指す。連邦最高裁は、その上で、②に関し、テキサス州の控訴裁判所は、テキサス州法上において、原告 Water Splash 社が行った送達が有効か否かを判断していないことを理由に、テキサス州控訴裁判所に差し戻した(①に関しては、カナダは、拒否宣言を行っておらず、充足されることは明らかである)。

テキサス州控訴裁判所は、2018年②について、被告 Menon は、事実審裁判所(trial court)において、テキサス州の民事訴訟規則に基づく適法な送達を受けていなかったとした(*Menon v. Water Splash, Inc.*, No.14-14-00012,2018 WL 344040, at4 (Tex. App. 14<sup>th</sup>. Jan. 9, 2018))。

次に、本判決が日本に与える影響について検討する。日本は、カナダと同様に、ハーグ送達条約第10条(a)について拒否宣言を行っていない(要件①)ことからすると、本判決以降に、日本企業が、米国内の当事者から、直接郵送による訴状の送達を受けた場合には、法廷地の民事訴訟規則の要件を満たす適法な送達であれば(要件②)、送達は有効と理解されることになる。

この点、日本企業が、米国内の当事者から直接郵便により訴状の送達を受け、かかる送達が有効であったとしても、かかる送達に基づいて米国裁判所により得られた判決は、日本において承認要件を満たさない(民事訴訟法第118条2号、最高裁第三小法廷平成10年4月28日判決)とされるところ、本判決以降も、依然として、ハーグ送達条約が規定する中央当局送達主流であり、日本企業に対する郵便による送達が増加することはないとする見方もある。

しかしながら、米国の裁判所において、直接郵便による送達が有効とされる場合には、当該日本企業が米国内に保有する財産は、直接郵便の方法による送達に基づいた判決による執行の対象となる。また、他のハーグ送達条約加盟国において、同条約第10条(a)について米国と同様の解釈を採用する法域に所在する財産についても、同様に執行の対象となる可能性がある。したがって、米国内に所在する原告が、米国裁判所における判決取得後に日本国内の財産に対する強制執行を予定していない場合には、同条約第10条(a)に基づき、日本企業に対して直接の送達を実施する可能性もあろう。

なお、仮に、日本企業が、米国内の原告から直接郵便による訴状の送達を受けた後に、米国裁判所に応訴を行うと、被告日本企業は、同条約に基づいて、当該米国判決の承認を争うことができなくなる(民事訴訟法第118条2号)。この点、前記最高裁第三小法廷平成10年4月28年判決は、送達無効を争う目的に基づく応訴であっても、同号の「応訴」が満たされると判示している。日本国内の民事訴訟では、管轄違いの裁判所に訴訟を提起された被告が、管轄違いの抗弁を提出していれば、応訴を行ったとしても応訴管轄が生じることはないとの規律がなされているところ(民事訴訟法第12条)、かかる規律とは異なるので注意が必要である。